

5年ごと利差配当付 個人年金保険



特長

老後の資金を計画的にご準備いただけます。

老後の必要資金準備のための生存保障に重点をおいた年金保険です。死亡給付金額は既払込保険料相当額となります。

年金種類をお選びいただけます。

年金の受取方法は、確定年金・保証期間付終身年金の2つの中からお選びいただけます。

年金種類を変更できます。

■ 詳細については裏面をご覧ください。

税制面での優遇が受けられます。

所定の要件を満たし、個人年金保険料税制適格特約を付加することにより、お払い込みいただいた保険料は個人年金保険料控除として所得控除の対象となります(2017年8月現在の税制による)。

■ 詳細については裏面をご覧ください。

高度障害状態・身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みは不要です。

被保険者が病気・事故により所定の高度障害状態になられたときや、不慮の事故により事故日から180日以内に所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが不要になります。

契約者配当金をお支払いする場合があります。

■ 詳細については裏面をご覧ください。

契約者貸付をご利用いただけます。

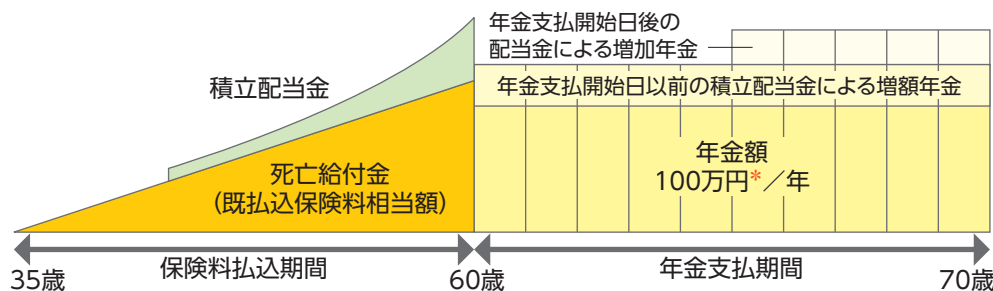
年金支払開始日の前であれば、解約返戻金額の所定の範囲内で貸付を受けることができます。

仕組とご契約例

図はイメージです。

- 被保険者：35歳
- 年金額：100万円
- 年金種類：確定年金
- 年金支払期間：10年
- 年金支払開始年齢：60歳
- 保険料払込期間：60歳まで
- 個別扱月払保険料

男性：32,010円
女性：31,990円



*年金額には、増額年金分および増加年金分は加味しておりません。

年金・給付金のお支払い事由 (詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください)

お支払いする年金・給付金		お支払い事由	お受け取りになる人
第1回の年金		年金支払開始日に生存しているとき	年金受取人
第2回以後の年金	保証期間付終身年金の場合	(保証期間中) 生死にかかわらず、年金支払日が到来したとき (保証期間経過後) 年金支払日に生存しているとき	
	確定年金の場合	年金支払期間中、生死にかかわらず、年金支払日が到来したとき	
死亡給付金*		年金支払開始日前に死亡したとき	死亡給付金受取人

* 死亡給付金額の計算方法
 [月払契約] 死亡給付金額 = (個別扱月払保険料) × (保険料の払い込まれるべき回数)
 [半年払契約] 死亡給付金額 = (年金額に対応する個別扱月払保険料) × {(保険料の払い込まれるべき回数) × 6 - 未経過月数}
 [年払契約] 死亡給付金額 = (年金額に対応する個別扱月払保険料) × {(保険料の払い込まれるべき回数) × 12 - 未経過月数}



ご契約に際して

以下は主契約についてのご説明です。特約についての詳細は、下記担当者までお問い合わせください。

年金種類と契約年齢の範囲

年金種類	契約年齢
確定年金5年	15歳～50歳
確定年金10年	
確定年金15年	
5年保証期間付終身年金	18歳～60歳
10年保証期間付終身年金	18歳～50歳

● 契約年齢によって年金支払開始年齢や保険料払込期間は異なります。

保険料払込方法

◆ 年払・半年払・月払のいずれかをお選びいただけます。

保険料の自動振替貸付

◆ 保険料のお払い込みがないまま払込猶予期間が過ぎたときは、解約返戻金額の範囲内で、当社が自動的に保険料をお立て替えます。

● あらかじめ希望されない旨のお申し出があった場合および一時払の場合は適用されません。

契約者配当金について

◆ 責任準備金などの運用益が会社の予定した運用益を超えた場合、ご契約後6年目から5年ごとに契約者配当金をお支払いします。

● 契約者配当金は、今後の経済情勢などにより変動(増減)します。また、運用実績などによっては、お支払いできないこともあります。

払済年金保険への変更

◆ 以後の保険料のお払い込みを中止して、保険料払込済の払済年金保険に変更できます。

◆ 変更後の年金額は、変更時の当社所定の金額をもとに新たに定めます。年金額は少なくなりますが、年金支払期間は変更前と同じです。

◆ 死亡給付金額は、変更時の死亡給付金額と同額となります。

年金種類の変更

◆ 年金支払開始日前に限り、年金種類を確定年金・保証期間付終身年金・終身年金・夫婦年金・保証期間付夫婦年金に変更することができます。

● 変更後の年金種類は、ご契約時に当社が変更後の年金種類として取り扱っている年金種類に限られます。

年金支払開始日の繰り下げ

◆ 年金支払開始日前に限り、年金支払開始日を所定の範囲内で繰り下げることができます。

個人年金保険料税制適格特約

◆ 所定の要件を満たした場合、個人年金保険料税制適格特約を付加することで、一般の生命保険料控除、介護医療保険料控除に該当する保険とは別枠で個人年金保険料控除が受けられます(2017年8月現在の税制による)。

● この特約を付加した場合、ご契約内容の変更などに制限があります。

割引保険料適用に関する特則

◆ 下記の要件を満たした場合に限り、割引保険料の適用を受けることができます。

- 年金種類が5年または10年の保証期間付終身年金であること。
- 被保険者が次のいずれかに該当すること。
 - ① 知的障害の方
 - ② 身体障害の方(障害程度等級表1～3級)
 - ③ 精神または身体に永続的な障害を有する方で、その障害の程度が上記①または②と同等と認められる方

● 告知などによってはお引き受けできない場合があります。

付加できる特約

5年ごと利差配当付年金支払特約

個人年金保険料税制適格特約

● 特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。

ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」、「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

ご契約のしおり・約款はご契約に伴う大切なことがらを記載したもので、**クーリング・オフ**(お申し込みの撤回)、**告知義務違反、免責、解約に関するご注意、契約内容の変更**など、ご契約者に必要な保険の知識について説明しています。必ずご一読のうえ大切に保管してください。また、**重要事項説明書(契約概要)**は保険商品の内容などをご理解いただくために必要な情報を記載したものであり、**重要事項説明書(注意喚起情報)**は契約内容などにおいてご注意くださいたい情報を記載したものです。お申し込みの前に必ずご一読いただき、内容をご確認のうえ大切に保管してください。

保険種類をお選びいただく際には「ソニー生命の保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険はソニー生命の保険種類のご案内に記載されている**個人年金保険**です。ソニー生命の保険種類のご案内は当社のライフプランナーまたは代理店にご請求ください。また、最寄りの支社・営業所にもございますのでご覧ください。

生命保険募集人について

当社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、当社の担当者(生命保険募集人)の身分・権限などに関しまして確認をご要望のときは、カスタマーセンターまでご連絡ください。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
ホームページ <http://www.sonymlife.co.jp>

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。